

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.168

No.168 2020.7.28

■「新型コロナウイルス労働相談全国一斉 ホットライン」を実施しました

7月12日、全国23カ所で上記ホットラインを実施しました。豪雨災害の影響で報道がされなかった地域が多かったものの、大阪の49件をはじめ全国で90件の相談が寄せられました。

内容としては解雇、雇止め、退職勧奨等、休業、賃金不払いが大半を占める形となり、コロナ禍の雇用への影響が一層強まっている状況が明らかとなりました。

ご協力いただいた各地の先生方、誠にありがとうございました。

■第2回コロナ連絡会議を開催

7月27日、日本労働弁護団本部主催で、各労組や各団体に呼びかけ、第2回「新型コロナウイルスに関する働く者の問題についての連絡会議」を開催しました（第1回は4月7日）。前回同様、全員Zoomでの参加となりました。

はじめに労働弁護団本部から、7月12日に行った上記HLの報告や、この間発出してきた声明等について報告しました。

その後、前半の報告として、連合・フェアワーク推進センター、JAM、自治労、全国ユニオン、ユニオンみえ、東京労働安全衛生センター、コンビニ加盟店ユニオンから報告がありました。質疑応答を挟み、後半の報告として、全労協、全労連、全労働、総合サポートユニオン、首都圏なかまユニオン、出版ネット、日本俳優連合から報告がありました。

質疑応答でのやり取りを含め、以下のような報告や問題提起がなされました。

解雇・雇止め・退職勧奨など、雇用そのものに関する相談が増えている傾向が確認されました。経済の雇用への影響は遅れて表れることや雇用調整助成金の特例が9月末までとされていることから、秋以降、さらに解雇等が加速するとの見方も共有されました。また、これから倒産が増加することが見込まれるため、各団体においても倒産対策を整えておく必要があることが確認されました。

賃金、特に休業補償が十分になされていないことへの対策も議論されました。特に派遣労働者等の非正規労働者やフリーランスについては労基法上の休業手当も支払われていないことが報告され、支払われている場合も6割にとどまることが多いため、原則どおり10割を支払わせるための方法について議論されました。10割支払うのが当然であるという立場で交渉すること、6割ではとても生活できないという実態を当事者とともに突きつけること、雇用調整助成金が拡充されていることを丁寧に説明すること等の方法が共有されました。

労働者に直接支給される休業支援金が創設されたものの休業手当が支払われると受給できないという制度の問題点など、法改正等の要求もしていく方針が確認されました。

〔発信元〕

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790